

(第六類 第二十四號)

(二八一)

第六十五回帝國議會
衆議院 臨時米穀移入調節法案外一件委員會議錄(速記)第一回

付託議案

臨時米穀移入調節法案(政府提出)
政府所有米穀特別處理法案(政府提出)
米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

農林參與官	松村 謙三君	ク供給過剩ノ狀態カラ、需給ノ均衡ノ取レ
農林省米穀部長	荷見 安君	タ狀態ニナリマスルニハ、一朝一夕ニハ中々
拓務省殖產局長	北島謙次郎君	出來惡イコトデアルト思ヒマス、政府ニ於
出席委員左ノ如シ		キマシテモ此供給過剩ノ事態ニ處スル爲ニ、
委員長胎中楠右衛門君		米穀統制法ノ運用ヲ根幹ト致シテ參リマス
理事山口忠五郎君	理事石川 又八君	外、糧貯藏ノ獎勵等ノ施設モ致シテ居ル次
理事池田 秀雄君		第デアリマスガ、内地ノ市場ニ多量ノ朝鮮
河野 一郎君	八田 宗吉君	米又ハ臺灣米ガ移入セラレマシテ、供給ヲ
高橋熊次郎君	島田七郎右衛門君	益過剩ナラシメナイヤウニスル爲ニ、朝鮮
田中 貞二君	松山常次郎君	米、臺灣米ノ内地移入數量ヲ調節スルコト
大本貞太郎君		ガ、今日ノ米穀事情ニ照シマシテハ肝要ノ
東 武君	福井 甚三君	コト、存ズルノデアリマス、而シテ右移入
野村 嘉六君	高田 駒平君	數量ヲ調節スル臨時應急ノ對策ト致シマシ
川崎 克君	櫻井兵五郎君	テ、並ニ朝鮮米及臺灣米ヲ政府ニ於テ買入ヲ
猪股謙一郎君	深水 清君	行フコト、致シマシテ、之ニ關シ臨時米穀
小山 谷藏君		定ニ依テ、朝鮮米及臺灣米ノ内地移入ヲ月
出席國務大臣左ノ如シ		其要旨ハ、第一ニ政府ハ米穀統制法ノ規
内閣總理大臣子爵	齊藤 實君	第二ニ右ノ制度ニ依リ、買入ルベキ朝鮮
兼文部大臣子爵		米及臺灣米ノ價格ハ勅令ヲ以テ定ムル一定
農林大臣	後藤 文夫君	價格ヲ最高價格トシテ、其範圍内ニ於テ時
拓務大臣	永井柳太郎君	時ノ時價ニ準據シテ之ヲ定ムル見込デアリ
出席政府委員左ノ如シ		マス
内閣書記官長	堀切善次郎君	第三ニ勅令ノ定ムル所ニ依リマシテ、第一
		條デ買入レタ米ノ賣渡、貯藏及加工ヲ爲
		スコトヲ得ルコト、致シマシテ、賣渡ノ價
		供給過剩ノ狀態ヲ呈シテ居リマス、斯ノ如
		シテ、内地ニ於ケル米ノ需給關係ハ著シク
		入ヲ行ヒ、出廻期後ニ於テ其年内ニ右買入
		出席議案
		昭和九年三月十五日(木曜日)午前十時三十
		八分開議
		出席委員左ノ如シ
		委員長胎中楠右衛門君
		理事山口忠五郎君 理事石川 又八君
		理事池田 秀雄君
		河野 一郎君 八田 宗吉君
		高橋熊次郎君 島田七郎右衛門君
		田中 貞二君 松山常次郎君
		大本貞太郎君 三善 信房君
		東 武君 福井 甚三君
		野村 嘉六君 高田 駒平君
		川崎 克君 櫻井兵五郎君
		猪股謙一郎君 深水 清君
		小山 谷藏君
		出席國務大臣左ノ如シ
		内閣總理大臣子爵 齊藤 實君
		兼文部大臣子爵
		農林大臣 後藤 文夫君
		拓務大臣 永井柳太郎君
		出席政府委員左ノ如シ
		内閣書記官長 堀切善次郎君

格ハ時價ニ準據スルト云フコトニ定メタノ
デアリマス

第四ニ本法ニ依ル 政府ノ爲ス 行爲ニ依ッ
テ生ズル一切ノ歲入歲出ハ、總テ米穀需給
調節特別會計ニ屬セシムルコト、致シマシ
タ

右ノ如ク臨時米穀移入調節法ヲ施行シ、
及ビ現行米穀統制法ヲ運用致シマスル爲ニ、
米穀需給調節特別會計ノ事業資金ヲ増額ス
ルノ必要ガアリマスノデ、同會計法ノ米穀
證券及借入金ノ額ヲ通ズル最高金額七億圓
ヲ八億五千萬圓ニ改メヨウト致スノデアリ
マス、是ガ米穀需給調節特別會計法改正ノ
第一點デアリマス

豫備費ヲ事業費ノ豫算ノ中ニ設クルコトニ
致シタノデアリマス、是ガ改正ノ第三點デ
アリマス

斯ノ如ク致シマシテ、米穀需給特別會計
法ノ改正ヲ行ヒマシテ、一面ニハ臺鮮米ノ應
急對策トシテノ買入ニ必要ナル資金ノ増額
ヲ致シ、尙ホ内外地ヲ通ジテ異常ノ豐作等
ニ際會致シマスル場合ノ措置トシテ、更ニ
米穀資金ノ増額ヲ爲シ得ルノ途ヲ茲ニ開イ
テ置キ、ソレニ伴フサウ云々タヤウナ事態、
又ソレ程ノ事態デアリマセヌデモ、事業費
ノ關係ハ普通ノ場合ヲ豫想致シマスト、色
色事情ノ變化ニ依ッテハ事業費ニ不足ヲ生
シ難イノデアリマスカラ、右ノ金額ヲ更ニ
最高三億圓ノ範圍内ニ於テ、勅令ヲ以テ増
額シ得ルコトニ付キ、豫メ議會ノ御協賛ヲ
得テ置キマシテ、斯ル場合ニ備ヘタイト存
ズルノデアリマス、是ガ會計法ノ改正ノ第
二點デアリマス

尙ホ政府ノ米穀買入數量等ハ作柄等ニ
依ヅテ相違ヲ來スノデアリマスカラ、大體ハ
通常ノ場合ヲ豫想シテ立テマシタ特別會計
法ノ事業豫算ト云フモノハ、之ヲ其米穀ノ
數量、又ハ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ增
加、其他避クベカラザル事情ニ依リ、豫算
ノ不足ヲ生ジマス場合ニ備ヘマスル爲ニ、
豫備費ヲ事業費ノ豫算ノ中ニ設クルコトニ
致シタノデアリマス、是ガ改正ノ第三點デ
アリマス

斯ノ如ク致シマシテ、米穀需給特別會計
法ノ改正ヲ行ヒマシテ、一面ニハ臺鮮米ノ應
急對策トシテノ買入ニ必要ナル資金ノ増額
ヲ致シ、尙ホ内外地ヲ通ジテ異常ノ豐作等
ニ際會致シマスル場合ノ措置トシテ、更ニ
米穀資金ノ増額ヲ爲シ得ルノ途ヲ茲ニ開イ
テ置キ、ソレニ伴フサウ云々タヤウナ事態、
又ソレ程ノ事態デアリマセヌデモ、事業費
ノ關係ハ普通ノ場合ヲ豫想致シマスト、色
色事情ノ變化ニ依ッテハ事業費ニ不足ヲ生
シ難イノデアリマスカラ、右ノ金額ヲ更ニ
最高三億圓ノ範圍内ニ於テ、勅令ヲ以テ増
額シ得ルコトニ付キ、豫メ議會ノ御協賛ヲ
得テ置キマシテ、斯ル場合ニ備ヘタイト存
ズルノデアリマス、是ガ會計法ノ改正ノ第
二點デアリマス

次ニ米穀特別處理法案ノコトデゴザイマ
スルガ、米穀ノ供給過剩ノ狀態ハ前ニ申上
ゲマシタ通りデアリマスガ、米ノ新規利用
ニ關スル試驗研究及新規用途開拓ノ爲ノ米
昨年來此問題ハ有ユル方面ニ於テ論議サレ、

ラ見マシテ非常ニ重大問題トサレ、又國民
モ大ナル注意ヲ拂テ居ルノデアリマス、而
シテ此問題ハ只今出來タ問題デハナクシテ、
アリマス、如何ニ立派ナ人ト雖モ、僅カ七

穀ノ處分ノコトニ付キマシテ、米穀需給調
節特別會計ニ屬スル米ヲ是等ノ目的ノ爲ニ
法ノ事業豫算ト云フモノハ、之ヲ其米穀ノ
數量、又ハ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ増
加、其他避クベカラザル事情ニ依リ、豫算
ノ不足ヲ生ジマス場合ニ備ヘマスル爲ニ、
豫備費ヲ事業費ノ豫算ノ中ニ設クルコトニ
致シタノデアリマス、是ガ改正ノ第三點デ
アリマス

スカラ、其様ナ場合ヲ避ケルコト、致シ、
ヲ與フルコトハ甚ダ妥當ヲ缺クノデアリマ
スカラ、其様ナ場合ヲ避ケルコト、致シ、
且ツ此處分ノ慎重ヲ期スル爲ニ、米穀處理
委員會ヲ設ケマシテ、其點ニ關スル重要事
項ハ之ニ諸問スルコト、致シタノデアリマ
ス、尙ホ此法案ニ依リ政府ノ爲ス行爲ニ依ッ
ル、此僅ノ日ニ於テ、而モ昨年來國民、殊
ヲ除キマスト云フト、漸ク七日カ八日デア
ラウト思フ、今ヤ會期盡キントシテ、日曜
申ス迄モアリマセヌガ、衆議院ガ決議ヲシ
タゞケデハ納マルモノデハナイ、而モ衆議
院、貴族院ヲシテ十分ニ審議ヲ盡サシムル
ダケノ時間ハ常識ノ判断ニ於テ私ハナイト
思フ、内容ハ申シマセヌガ、兎モ角モ此重
大ナル法案、而モ大ナル關係ヲ有ッテ居ル此
議案ヲ、僅カ一週間乃至八日間ニ兩院ノ審
議ヲ求メラレルト云フコトハ、政府トシテ
ハ私ハ洵ニ誠意ノ足ラヌ遣ロデアラウト斯
ウ信ズル次第アルノデアリマス、何故ニ
今少シ早ク提案ニナッテ、十分ニ審議ヲ盡サ
シメテ、吾々議員トシテ任務ヲ出來ルダケ
盡シタト云フコトヲ國民ニ知ラシメテ、サ

善後策ヲ講ズルコトニ怠ラズ心配シテ居タ
ノデアリマス、此重大問題ニ對シテ、政府
當局ガ出來ルダケ解決ヲ好クスル眞意ガ
アツタナラバ、議會開會勞頭ナリ、乃至又此
審議ヲ盡スニ十分ナル時日ヲ要セシムルダ
ケノ期間ヲ置イテ御提出ニナルノガ當然ダ
ラウト思フ、今ヤ會期盡キントシテ、日曜
申ス迄モアリマセヌガ、衆議院ガ決議ヲシ
タゞケデハ納マルモノデハナイ、而モ衆議
院、貴族院ヲシテ十分ニ審議ヲ盡サシムル
ダケノ時間ハ常識ノ判断ニ於テ私ハナイト
思フ、内容ハ申シマセヌガ、兎モ角モ此重
大ナル法案、而モ大ナル關係ヲ有ッテ居ル此
議案ヲ、僅カ一週間乃至八日間ニ兩院ノ審
議ヲ求メラレルト云フコトハ、政府トシテ
ハ私ハ洵ニ誠意ノ足ラヌ遣ロデアラウト斯
ウ信ズル次第アルノデアリマス、何故ニ
今少シ早ク提案ニナッテ、十分ニ審議ヲ盡サ
シメテ、吾々議員トシテ任務ヲ出來ルダケ
盡シタト云フコトヲ國民ニ知ラシメテ、サ

日間ヤ八日間ニ此問題ヲ十分審議フ盡シテ、議會ヘ堪ヘナリ、而モ昨年來此問題ハ四相會議トカ五相會議トカ、農村問題ヲ主トシテ議會ヘ堪ヘナリ、此案ヲ提案サレルト云フコトハ遺憾千萬デアル、唯世間ヲ騒ガシ、四相會議トカ五相會議トカ、其名ハ大デアルガ、此様ナ遣ロデハ決シテ國民ニ對シ、議會ニ對シ誠意ヲ有ッテ居ルモノトハ言ヒ難イノデアリマス、當局大臣トシテハ如何ナル考ヲ有ツテ居ラレマスカ、先ヅ私ハ此議事進行上ノ關係ニ於テ此根本問題ヲ伺フ次第ニアリマス

タコトデアリマス、併ナガラ統制法ノ建前
ガ、大體通常ノ場合デ参リマスルナラバ、
我國ノ米穀事情ニ對應シテ、米價ノ安定ヲ
圖ルノニ相當ナ效力ヲ發揮スルコトヲ、吾
ハ信ジテ參ッテ居タノデアリマス、唯昨
年ノ大豐作ニ面シマシテ、糶ノ貯藏其他ノ
所謂補強工作ヲ臨時ニ行フコトノ必要ハ認
メマシタ、併ナガラ、第一期及第二期ノ米
穀收穫豫想ニ於テ、豫想サレタ位ナ數量ニ
於テハ、先ヅ統制法ノ運用ハ糶貯藏其他ノ
補強工作ヲ以テ、差當リ不都合ヲ感ジナイ、
其他ノ根本的ノ補強ノ工作ニ付テハ、色々
複雜ナ關係ガアツテ、攻究ヲ急ガナケレバナ
ラヌガ、此議會ニ果シテ提案ガ出來ルカ出
來ヌカト云フコトニ付テハ、吾々モハッキリ
シタ見込ヲ有ッテ居ナカッタノデアリマス、
然ルニ愈々實收高ノ調ガ完成ヲ致シテ見マ
スルト云フト、第一回二回ニ豫想シタヨリ
モ、更ニ巨額ノ增收ノ事實ガ明トナツタノデ
アリマス、此增收ハ更ニ翌年度ヘト壓迫ヲ
シテ参ルノデアリマシテ、米穀特別會計ノ
テ参リマスルト云フト、通常先ヅ大キイ場
合ヲ、一年ニ六百萬石位ヲ吾々ハ豫想シテ
資金モ、統制法ノ命ズル所ニ從ツテ運用致シ
掛ツテ居タノデアリマスルガ、中々今年ノ

ウ参ラナイ、最低價格ニ依ル買上ノ實行ノ
實情モ、是モ統制法ノ施行ノ前ニ於テ或ル
程度ニ吾々ハ豫想致シマシタケレドモ、統
制法ヲ實施シテ見マセヌケレバ、此新シイ
政策ガ如何ナル實際ノ働く生ジテ來ルカト
云フコトノ、的確ナ豫想ヲ付ケルト云フコ
トハ、是ハ困難ナコトデアッタノデアリマ
ス、此稀有ノ大增收ニ直面ヲシテ、初メテ
實行スル統制法ガ之ニ立向ッテ見マスルト
云フト、六百萬石、七百萬石、或ハ八百萬
石、或ハ千萬石ニ達スルカモ知レナイガ、
何デモ宜シイ、是デ買フノダ、斯ウ云フ覺
悟ヲ以テ吾々ハ立向ッテ參ッタノデアリマス
ガ、特別會計法ノ將來ニ付テモ相當ノ考慮
ヲ致サナケレバナラヌト云フヤウナ場合ニ
立至ッタノデアリマス、ソコデ單純ニ、統制
法ノ運用ヲ現在ノ特別會計ノ資金ダケヲ以
テ參リマスルコトハ、今年度、即チ昭和八
年度ノ米ニ對スル限りニ於テハ、十分ナル
力ヲ有ッテ居ルト吾々ハ今日デモ確信ヲ致
シテ居リマスルガ、併シ昭和九年ノ產米ヲ
豫想シマスルト、是ガヤハリ昭和八年ノ產
米ニ立向ッタガ如クニ、立向ッテ行ケル力ガ
残ツテ居ルカドウカト云フコトニ、疑問ヲ持

テドンナコトニナルカト云フコトハ、何人
モ今日カラ的確ノ豫想ハ出來マセヌ、豈作
デアルカ凶作デアルカ……（野村委員）内容
ハ何レ他ノ委員カラ質問ガアリマセウカラ、
只今ノ議事進行ニ付テ御答願ヒタイ」ト呼
フ）議事進行ノコトヲ申シテ居ルノデアリ
マス、何故今日出タカト云フ理由ヲ説明シ
テ居ル譯デアリマス——サウ云フ譯デ豫メ
豫想ヲスルコトハ困難デアリマスルケレド
モ、ソレダカラト云ツテ、何事モ此議會ニ準
備スルコトナクシテ來年ノ米ニ立向フト云
フコトハ、非常ナ冒險ナコトニ相成ルト思
フノデアリマス、統制法ニ依ル米價ノ安定
ト云フ事柄ヲ、安心シテ九年度ニ向ツテ行ク
ト云フ譯ニ參ラナイコトニナル、ソコデ何
トカ此議會ニ於テ御協賛ヲ經テ、少クトモ
其處置ハ致サナケレバナラヌト云フコトハ、
吾々ガ當初ニ考ヘタコトナノデアリマス、所
ガ議會ニ於キマシテハ、先年ノ米穀統制法
ノ議決ノ際ニ於ケル附帶決議、又米穀統制
調査會等ニ於ケル附帶決議等ノ趣旨ヲモ高
策ヲ出サナケレバイカヌデヤナイカト云フ
御議論ガアリマシテ、政府モ豫テ昭和九年
ノ米ノコトヲ心配ヲ致シテ居ル譯デアリマ

スカラ、是等ノコトニ關スル對案ヲ急速ニ考究ヲ進メタノデアリマス、併ナガラ遂ニ根本ノ點ニ觸レテノ是等ノ方面ノ對策ヲ樹立スルニ至ラナカッタノデアリマス、併ナガラ昭和九年ノ產米ヲ控ヘテノ處置ハ是非致シテ置カナケレバ、我ガ農家ニ安心ヲ與ヘルコトガ出來ナイノデアリマス、臺鮮米ノ對策ニ關スル根本ノ處置、又更ニ大キナ問題トシテ統制調查會以來考究ヲサレデ居リマス、全體ノ生產ノ統制ニ關スル政策、其他ノ政策等ニ付キマシテハ、引續イテ政府ハ銳意今後考究ヲ續ケテ立案ヲ急ギタイト考ヘテ居ルノデアリマス、取敢ヘズ臨機應急ノ處置ト致シマシテ、茲ニ提案ヲ致シマシタ法律案ノ御協賛ヲ仰ガントスル譯デアリマス、此法律案ハ比較的簡單ナ法律案ナノデアリマス、隨テ色々ナ根本論ヲ御論議ニナレバ幾ラモ時日ヲ要スルデアラウト思ヒマスガ、此案ヲ來ルベキ昭和九年ノ米ノ事情等ヲ豫想シテ、萬一ノ場合ニモ處シ得ル、又現在ノ臺鮮米ノ移入、ソレカラ昭和九年ニ對スル臺鮮米ノ移入ノ實情ニ差當リ應ジ得ルト云フモノ、處置ヲ講ジ得ルモノト致シマスレバ、御審議ハ割合ニ簡易デハナイカト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、左様ナ次第デ時日切迫ノ場合ニモ拘

ラズ提案ヲ致シマシテ、御審議ヲ願ハウト致シタ次第デアリマス、餘裕ノアル時ニ十分ナ御審議ヲ盡スヤウニ提案ヲ致スコトハ、吾々ノ責務デアリマスガ、左様出來ナカッタノハ私共モ洵ニ遺憾トスル所デアリマスガ、實情ヲ御諒承ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス

○野村委員 私ハ議事進行デアリマスカラ、内容ニ入りマセヌ、又議論モ致シマセヌ、唯今ノ御答辯ニ對シテハ遺憾ノ意ヲ表シテ置キマス

○胎中委員長 是ヨリ質疑ニ入りマス、通告順ニ依ッテ其質疑ヲ許シマス——東武君 ○東委員 利ハ總理大臣ニ御出席ヲ求メテ質問ヲ致シタイ考ヲ有ツテ居ルノデアリマスガ、總理大臣ハ御出席ニナルコトハ出來ナイノデセウカ、委員長、如何デスカ

○胎中委員長 只今聞カセマスカラ……

○東委員 總理大臣ガ參ッテカラ大體ノ質問ヲ致シテ見タイト考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソレマデニ農林大臣又ハ當局政府委員ニ一二三ノ點ヲ質問致シタイト思ヒマス

第一ニ御聽シタイコトハ、今回ノ御提案ニナッタ臨時米穀移入調節法デ、此資金増額ヲ以テ外地米ヲ買收スルトシテモ、米價對策ニハ何等ノ效果ガナイト吾々ハ考ヘテ居ル

ノデアリマス、却テ外地米ノ移入ノ制限モシナケレバ、何等ノ法的力ヲ有タズシテ、唯外地米ノ殺到ヲ防グ爲ニ、而モ之ヲ時價ニ依ッテ買上ゲルト云フヤウナコトニナレバ、外地米ノ增産ヲ獎勵スル結果ニナルト思ヒマス、外地米ノ增産ヲ獎勵シテ、内地ニ對スル移入米ノ激増トナリマシテ、却テ内地ノ米價ヲ壓迫スル傾向ヲ生ズルト思フノデアリマスルガ、此點ニ付テハ外地米ノ統制ト云フコトガ、本議會ヲ通ジテノ國民全體ノ要望デアッタノデアリマスルガ、其點ニ觸レズシテ、唯資金ヲ增加シテ外地ノ米ヲ時價デ買フト云フコトハ、是ハドウモ國費ヲ濫費スルノミデアッテ、米穀對策ニハ甚ダ其效果ガ薄弱デアルト思ヒマス、是ハ恐ラク農林大臣モ左様ニ御考ヘデアラウト思フノデアリマス、此點ニ付テ吾々ノ疑ヲ解ク爲ニ、此提案ヲ爲サレタ御信念ヲ伺ッテ置キタイト思フノデアリマス

○後藤國務大臣 此臨時ノ施設ハ臺鮮米ノ内地移入ノ調節ヲ致ス上ニ徹底的ナ處置デアルトハ申スコトハ出來マセヌ、唯昨年ノ米作ハ内地ノミナラズ、朝鮮ニ於テモ先程申シタヤウニ豐作デアリマシテ、臺鮮ヲ通じテノ米ノ移入ガ、我國ノ現在ノ米價ヲ壓迫シテ居ルト云フ實情ニアルノデアリマス、吾々トシテハ今後ニ於テモソレニ努メタイ

ト考ヘテ居ル譯デアリマス

○東委員 外地米ノ買上資金ヲ増加シテ殺

到スル季節調節ノ買入ヲ擴大スルト云フダ

ケノ效果シカ詰リナイノデアルガ、此外地米

ノ殺到ヲ調節ヲスルト云フコトハ既ニ今日

モ行ツテ居ル、是カラ後ニモ尙ホ殺到スル狀況

ガアル、之ヲ八年度米ニ於テ政府ガ季節調節

ノ擴大ヲスルト云フコトヲ限定サレタ案デ

アリマスガ、政府ハ最初此統制法ヲ實施ス

ル時ニハ、政府ノ買上ハ最高約六百萬石ト

豫想ヲシテ居リマス、六百萬石ト云フモノ

ハ非常ナ大數デアツテ、斯様ナ大キナモノヲ

買フト云フコトハ政府ハ此統制法ノ成立ノ

當時ハ考ヘテ居ナカッタ、精々二三百萬石デ

濟ムト云フ考デ此統制法ハ制定ヲサレタノ

デアリマス、其當時ノ政府ノ説明ハ、大數

六百萬石マデハ買フ豫想デアル、斯ウ云フ

ヤウナ考ヲ以テ吾々統制法ノ委員モ政府モ

左様ニ了解ラシタ、今日ハ既ニ九百餘萬石

既ニ一千萬石ヲ突破スルト云フマデ、政

府ガ米ヲ買ツテ貯藏ヲ致シテ居ルケレドモ、

昨年ノ十一月ニ最低ノ米價二十三圓三十錢

ト云フ價格ヲ定メテ、今日マデ一千萬石買ッ

テモ、此公定米價ノ維持ト云フモノハ出來

テ居ラヌ、一回モ出來テ居ラヌ、昨日モ農

林大臣ハ同僚ノ質問ニ對シテ、統制法ハ相

當ノ威力ヲ發揮致シテ居ルト言フノデアリ

マスガ、ソレハ概括的ニ申シマスレバ、今

年ノヤウナ過剩生産ノ時ニハ、或ハ米價ハ

十六圓ニモナツテ居ルグラウト云フ豫想ハ

付クノデアルガ、苟モ法律ヲ制定シテ公定

價格ト云フモノヲ定メタ以上ハ、此公定價

格ヲ維持スルト云フコトニ極力努メナケレ

バナラヌノミナラズ、政府ノ所信ハ、最低

米價ト云フモノガ釘付ケニナツテ、是ガ米價

一本ノ線デ居ルト云フコトハ考ヘテ居ラ

ナカッタ、此二十三圓三十錢ト云フモノハ、最

高價格ガ三十圓五十錢ト云フナラバ、其中

心ヲ詰リ上下シテ動ク、其理想ニ依ツテ此統

制法ハ制定サレタ、然ルニ今日マデ五箇月

間ノ經過ヲ見マスト、此最低米價ノ一線ニ

止ツテ居ル、此一線ヲ維持スルコトガ出來ナ

クテ、今日ノ清算米カラ見ルト一圓五十錢

モ下廻ツテ居ル、取引所ノ米價ハ今二十四五

圓臺ニナツタノデアリマス、是ハ茨城縣ノ三

等米デアル、政府ノ公定米價ノ標準ハ四等

既ニ賣ツテ居ルノデアル、政府ガ買フノデア

ルカラ賣ツテ金ニ換ヘテ居ル、是ガ買ハナケ

レバナラヌト云フコトニナツタ時ニ、米價ガ

多少暴騰スルヤウナコトガ、或ハアルカモ

ル程度ノ米價ノ價格ヲ維持スルト云フコト

ハ必要デアルガ、維持ヲスルノニハ一千萬

石買ツテモ公定米價ヲ維持スルコトハ出來

又此上ハ二百萬石、三百萬石買ツテ此維持

ガ出來ルト思フノデアルカドウデアルカ、

又若シモ米ヲ政府ガ買ヒシヤクッテシマッテ、四

月、五月、六月以後ニ非常ニ米ガ拂底ヲシ

テ、三十圓以上ニナラナケレバ政府ハ賣ル

コトハ出來ヌト云フコトニナレバ、市場ニ

コトハ出來ヌト云フヤウニ感ブルノミデアツテ、米價ト云フナラバ、其中

ナカッタ、此二十三圓三十錢ト云フモノハ、最

高價格ガ三十圓五十錢ト云フナラバ、其中

心ヲ詰リ上下シテ動ク、其理想ニ依ツテ此統

制法ハ制定サレタ、然ルニ今日マデ五箇月

間ノ經過ヲ見マスト、此最低米價ノ一線ニ

止ツテ居ル、此一線ヲ維持スルコトガ出來ナ

クテ、今日ノ清算米カラ見ルト一圓五十錢

モ下廻ツテ居ル、取引所ノ米價ハ今二十四五

圓臺ニナツタノデアリマス、是ハ茨城縣ノ三

等米デアル、政府ノ公定米價ノ標準ハ四等

既ニ賣ツテ居ルノデアル、政府ガ買フノデア

ルカラ賣ツテ金ニ換ヘテ居ル、是ガ買ハナケ

レバナラヌト云フコトニナツタ時ニ、米價ガ

多少暴騰スルヤウナコトガ、或ハアルカモ

二月、三月、此時期ニ於テ或ル程度ノ米價

ノ價格ヲ維持シナケレバ效果ハナイ、此資

石買ツテモ公定米價ヲ維持スルコトハ出來

又此上ハ二百萬石、三百萬石買ツテ此維持

ガ出來ルト思フノデアルカドウデアルカ、

又若シモ米ヲ政府ガ買ヒシヤクッテシマッテ、四

月、五月、六月以後ニ非常ニ米ガ拂底ヲシ

テ、三十圓以上ニナラナケレバ政府ハ賣ル

コトハ出來ヌト云フヤウニ感ブルノミデアツテ、米價ト云フナラバ、其中

ナカッタ、此二十三圓三十錢ト云フモノハ、最

高價格ガ三十圓五十錢ト云フナラバ、其中

心ヲ詰リ上下シテ動ク、其理想ニ依ツテ此統

制法ハ制定サレタ、然ルニ今日マデ五箇月

間ノ經過ヲ見マスト、此最低米價ノ一線ニ

止ツテ居ル、此一線ヲ維持スルコトガ出來ナ

クテ、今日ノ清算米カラ見ルト一圓五十錢

モ下廻ツテ居ル、取引所ノ米價ハ今二十四五

圓臺ニナツタノデアリマス、是ハ茨城縣ノ三

等米デアル、政府ノ公定米價ノ標準ハ四等

既ニ賣ツテ居ルノデアル、政府ガ買フノデア

ルカラ賣ツテ金ニ換ヘテ居ル、是ガ買ハナケ

レバナラヌト云フコトニナツタ時ニ、米價ガ

多少暴騰スルヤウナコトガ、或ハアルカモ

ノダカラ、量ノ調節ハ少シモ必要ナイ、或

カ、或ハ今ノ公定米價ヲ維持スルト云フノ
デアルカ、或ハ量ノ調節ガ必要デアルト云
フノカ、何處ニ必要ガアテ斯様ナ姑息ナ對
案ヲ立テタノデアルカ、之ニ對シテ農林大
臣ニ於テ若シ御所感ガアレバ伺ヒタイ、幸
ヒ今總理大臣ガ御出席下サッテ居リマスル
カラシテ、續イテ私ハ總理大臣ニ御質問ヲ
申上ゲタイト考ヘテ居リマス

シテモ、米價ノ維持ガ相當ニ圖ラレルト云
併ナガラ今御話ノ如ク最低價格スラ十分ニ
維持ト云フコトガ努メルベキコトデアツテ、
ソレ以上ノコトハ臺鮮米ヲ或ル程度買フト
云フヤウナ位ナコトデ考ヘラレルカドウカ、
效果ガアルカドウカト云フヤウナ御懸念ニ
付テハ、吾々モ其處ニハッキリシタ確信ヲ申
上ゲルコトハ出來マセヌ、併ナガラヤラナ
イヨリハ良イ、幾ラカデモ良クスルト云フ
コトハ、之ニ依ツテ出來ルデアラウト考ヘテ
居リマス、尙ホ此資金ノ増額ハ昭和九年ノ
產米ニ對應シタイ考ヲ有ツテ居リマスノデ、
昨年ノ統制法實施後ノ色々ナ實情——臺鮮
米ノ市場ニ於ケル市價ノ壓迫ノ實情等ヲ見
マスルト、相當ニ之ニ處スルノ事ヲ講ジテ
置クコトガ有效デアルト考ヘテ居ルヤウナ
次第デアリマス

ヲ立テ、此對策ニ對シテハ極メテ善良ナル對策ヲ發揮シテ、此國難打開ニ邁進シタイト云
忠言申上ゲタ通りデアル、六十四議會ニ統制法ガ現政府ノ手ニ依ツテ成立致シタ、實ニ私共モ此統制案ノ成立ニ付テハ委員會ヲ通ジマシテ、相當ニ效果ノアルコトヲ信ジテ居ツタノデアリマス、所ガ今日マデ統制法ヲ實施シテ、相當ニ威力ヲ發揮スルト思ヒマシタ所ノ統制法ト云フモノハ、施行以來來僅カ五箇月ノ星霜ヲ閱シマシテ、非常ナ惡法ト今ハナツテ居ルノデアリマス、ソレハドウ云フコトデアルカト申シマスト、其當時カラシテ統制法ノ委員會、總理大臣ガ會長ノ下ニ統率サレタ此委員會ニ於テ、外地米ノ統制ヲスルニ非ザレバ此法制ハ非常ナ缺陷ヲ包藏シテ居ルト云フコトヲ屢々申上ゲタノデアリマス、サウシテ其機會ゴトニ政府ニ於テハ是ハ自治的ノ統制ニ委ネルカラ御心配ハナイト云フコトハ、總理大臣會長ノ統制委員會ノ時ニモ、各省官廳ノ合議ニ依ツテ答申ヲスル際ニモ、屢々起ツタ問題デアツタ、農林當局ノ原案デハ外地米ノ統制ト云フコトハ、外地米ヲ獨占管理スルニ非ザレバ、此統制法ト云フモノハ非常ナ缺陷

テモ既ニ挿入サレテ居ッタ、所ガ各種ノ關係カラシテ遂ニ此條項ハ削除サレマシテ、
六十四議會ノ委員會ニ於テモ、是ガ論議ノ
中心ニナッテ、拓務大臣或ハ朝鮮總督府ノ
政府委員等ガ、之ニ對シテハ自治的ノ統制
ヲスルカラ御心配ハ無用デアル、斯ウ云フ
コトヲ言ツテ、政府ヲ信賴シテ此統制案ト
云フモノハ成立致シタ、然ルニ今日ニ至ツテ
経過ヲ見マスト、此統制案ト云フモノハ、
行政的ノ監督ノ上ニ於テハ何等ノ效果ヲ見
出スコトガ出來ナイ、是ニ於テ本年ノ議會
ニ於テ弊頭カラ此議論ガ中心ニナッテ、國費
ヲ濫費スルコト既ニ二億萬圓、統制法施行
以來二億萬圓ト云フ金ヲ既ニ費消シテ居
ルノデアル、八億萬圓ノ赤字財政ヲ以テ
收支ノ均衡ヲ維持シテ居ルト云フコトガ
國家ノ憂患デアルト云フコトハ、是ハ院ノ
内外ヲ通ジテ最モ熾烈ナル論據ニナッテ居
ル、此場合、此時ニ於テ、二億萬圓ノ巨額
ノ資本ヲ投ジテ、サウシテ一千萬石ノ米ヲ
買ツテモ、之ヲ貯藏スル倉庫モナイ、置場モ
ナイ、ハチ切レルヤウニ米ヲ買上ゲテ、
善良ナ國民ガ我國デ生産シテ居ル米ヲ
入レテ貯藏シテ居ル、貯藏シテ六箇月經テ

バ玄米ハ殆ド米ノ效用ガナクナル、「ヴィタ
ミン」ト云フモノハナクナッテシマッテ、澱
粉質ダケハアルガ、米ノ效用ハナイ、是ハ
大原研究所ノ長イ間ノ研究デ明カデアル、
サウ云フヤウナ狀況デ、二億萬圓カラノ金
ヲ使ッテ、有ユル苦心慘憺ヲシテ之ヲ貯藏
シテ、生産者モ喜バナイ、消費者モ喜バナ
イ、何ノ爲ニ斯ウ云フ金ヲ使ッテ居ルカ、是
ハ實ニ國家ノ爲ニハ驚クベキ憂患デアルト
思フ、恐ラク齋藤總理モ此點ニ付テハ吾々
ト御同感デアラウト思フ、然ラバ此對策ヲ
立ツルト云フコトハ、何ヲ措イテモヤラナ
ケレバナラヌ、朝鮮官民有ユル感情ヲ捨テ
テ、有ユル國策本位ニ邁進シテ、誠心誠意此
國策ヲ樹立スルト云フコトニ付テハ、努力
致サナケレバナラヌト考ヘル、本議會ノ勞頭
ニ於テモ此事ヲ屢々私共ハ壇上ヲ通ジ、又非
公式ニ於テ、總理ニ、或ハ閣僚ニ對シテモ
御忠言申上ゲタノデアル、然ルニ五相會議
ト申シマスカ、各關係閣僚ガ數次ノ御相談
ヲ致シテ、サウンテ再三再四案ヲ練ッタガ、
遂ニ成案ヲ得ルコトガ出來ナカッタ、是ハ
實ニ國家ノ爲ニ遺憾デアルシ、又國家ノ爲
カラ申シマスト不忠實ナコトデアル、斯ウ
云フコトヲ傍観シテ、唯一時ノ膏藥貼ラシ
テ、一時逃ガレヲスルト云フコトデアルナ

ラバ、恐ラク政府モ要ラナイ譯デアル、此
點ニ付テ齋藤總理ハ非常ナ御決心ヲ有ッテ
居ルコト、私共ハ密ニ考ヘテ、深キ期待ト
信賴ヲ有ッテ今日マデ參ッタノデアリマス
ガ、今回現レタモノヲ見ルト、僅ニ臺鮮米
ノ季節的買上ヲヤルト云フ資金ノ増額ヲ
シタ、是デハ何等國民ノ要望ニ副ハナイシ、
又刻下ノ對策ニ對シテ殆ド何ノ役モ爲サヌ
ト云フヤウナコトハ驚入ッタ話デアルト思
フ、齊藤總理ハ此點ニ付テハ色々御心配ヲ
爲サレ、又閑僚關係等ニ於テ數次ノ御折衝
ヲ爲シタト云フコトモ伺ッテ居ルノデアリ
マスガ、斯ウ云フヤウナ姑息ナ一時的ノ
糊塗政策ヲ執ッテ、之ニ依テ米價對策ト云
フモノガ立ツト御考ヘニナッテ居ルノデア
ルカドウデアルカ、其決心ト御覺悟ハドノ
點ニアルノデアルカ、極メテ明瞭ナコトデ
アルト思フ、朝鮮總督府、或ハ拓務省トノ
シテ居ルノデアリマスガ、是モ認識不足デ
アル、朝鮮ヲ差別待遇フシヨウト云フコト
ハ吾々毛頭考ヘテ居ラナイ、朝鮮モ喜ビ、
又内地ノ農業者モ安心ラシテ、サウシテ農
村匡救、或ハ農村經濟ノ建直シニ幾分デモ
是ガ效用ヲ發揮スル爲ニ、今日マデ吾々

ガ、是ガ何等ノ、詰リ外地米ノ移入、或ハ
統制、或ハ管理、斯ウ云フ見易イ、誰ガ見
テモ分ッテ居ルモノヲ、ドウシテ總理大臣ノ
御手許ニ於テ是ガ出來ナカッタノデアリマ
スカ、是ガ出來ナカッタスルナラ、今後出
來ル御成案ガアルノデアリマスカ、幸ヒ調
査會ヲ設ケルト云フヤウナ御相談ガアリ、
又御提案ニモナッテ居ルヤウデアリマスガ、
是カラ五箇月、六箇月、調查會ヲヤッテ何ガ
出來マスカ、昨年一箇年ヤッテサヘ是ガ出
來ナカッタモノガ、是カラ五六箇月ノ間ニ、
此成案ガ出來ル御見込ガアルノデアリマス
ルカ、其決心ト覺悟、之ヲ總理ニ對シテ私ハ
ノトシテ出シタノデアリマスルカラ、此議
會ヲ終リマシタナラバ、速ニ根本問題ニ向
テノ方策ヲ講ジマス積リデ居リマス、是ハ
モウ新シイ問題デアリマセズ、御承知ノ如
ク相當考究セラレテ居ル問題デアリマス、
又只今御話ノ如ク、簡單ニ法ダケデ押ヘル
ト云フコトモ、出來ヌコトハアリマスマイ
ケレドモ、サウ云フコトヲ致スコトハ、是
ハ中々實際ニ於テ困難ガアルノデアリマシ
テ、其爲ニ非常ナル苦心ヲ致シテ居ル譯デ
アリマス、此點ニ付キマシテハ、此議會
後速ニ方法ヲ講ジマスル考デアリマス、左
様御承知ヲ願ヒマス

○東委員 總理ハ非常ニ熱心ニ、此解決ヲ
スル爲ニ、一時的、暫定的トシテ、此買上
ノ御勇斷ト、御考ガ御持合ガアルカドウカ、
資金增加ト云フコトヲヤッテ、必ズソレヲヤ
リ遂ゲル覺悟ト決心ヲ有ッテ居ルヤニ、只今
此點甚ダ失禮デアリマスルガ、總理ノ御覺

モ非常ニ期待ヲシテ居タノデアリマス
ガ、是ガ何等ノ、詰リ外地米ノ移入、或ハ

悟ト御決心ノアル所ヲ伺ッテ置キタイト考
ヘマス

○齋藤國務大臣 淵ニ御尤ナ御質問デアリ

マシテ、事情ハ十分御察シニナッテ居ツテノ

御質問デアリマスガ、私ハ成ベク速ニ、根

本ノ解決ヲシナケレバナラヌト云フコト

ハ、無論考ヘテ居リマス、又其事ニ付キマ

シテモ研究致シテ居ルノデアリマスルガ、

此今回ノ案ハ、ソレ迄ノ間ノ、詰リ應急ノモ

ノトシテ出シタノデアリマスルカラ、此議

會ヲ終リマシタナラバ、速ニ根本問題ニ向

テノ方策ヲ講ジマス積リデ居リマス、是ハ

モウ新シイ問題デアリマセズ、御承知ノ如

ク相當考究セラレテ居ル問題デアリマス、

又只今御話ノ如ク、簡單ニ法ダケデ押ヘル

ト云フコトモ、出來ヌコトハアリマスマイ

ケレドモ、サウ云フコトヲ致スコトハ、是

ハ中々實際ニ於テ困難ガアルノデアリマシ

テ、其爲ニ非常ナル苦心ヲ致シテ居ル譯デ

アリマス、此點ニ付キマシテハ、此議會

後速ニ方法ヲ講ジマスル考デアリマス、左

様御承知ヲ願ヒマス

ノ御答辯ガアリマシタ、既往二箇年ノ、此統制委員會カラ統制法ノ成立マデノ経過ヲ見マシテ、極メテ行ク所ハ明瞭デアル、外地米ノ移入ヲ政府ガ直接ニ管理ヲスル、是ハ言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、或ハ專賣トモ申サレマセウ、管理ヲシテ、是ヨリ内地ノ需要供給ニ必要アルモノダケヲ内地ニ移入シテ行ッテ、過剩米ハ政府ガ買ツテ之ヲ貯藏スル、或ハ用途ノ變換ナリヲシテ行ク、例ヘバモウ少シ碎イテ言ナリヲシテ行ク、極メテ明瞭ナル點ガアベハ、八百萬石ハ日本ノ需給ノ上ニ於テ必要デアルケレドモ、朝鮮ノ移出米ハ、八百萬石ノ上ニ、三百萬石ヲマダ移出スル能力ガアルト云フ場合ニハ、内地ニ八百萬石ハ移入サレテ、三百萬石ハ政府ガ買取ツテ、之ヲ貯藏シテ、海外ニ賣ルナリ、用途ノ變換ヲシテ行クナリスレバ、朝鮮ノ農民ニモ、米價ニモ影響ヲシナイデ、サウシテ極メテ此統制法ト云フモノガ運用サレテ行ク——内地ニハ統制法ハ實ハ要ラナイ、内地ノ需給調節ノ上カラ言ヘバ、統制法ガナクテモ、詰リ外地米ダケノ統制ヲスレバ、内地ノモノヲ一千萬石、九百萬石ト云ファウナ米ヲ買フ必要モ何モナイ、外地米ダケヲ適當ニ調節、管理スレバ、是デ一本デ行ケルノデアル、是位見易イ道理ハナイ、農林當

局者ガ初メニ五相會議ナリ、内政會議ナリニ御提案ニナツタ要綱モ、御承知ノ筈デアル、所ガ此一點ガ差別待遇トカ、一視同仁トカ云フ名ノ下ニ於テ、遂ニ是ガ成案ニナラナカッタト云フコトハ、是ガ眞ニ朝鮮ノ農民ノ利害ヲ考ヘテ議論ヲシテ居ルモノトハ、私共ハ餘リ多ク考ヘラレナイ、デアルカラシテ、内地、外地ヲ通ジテ統制ヲスルノニハ、極メテ明瞭ナル點ガアル、是ラスラモ出來ナカッタ、今日マデノ經過ニ於テモ出來ナカッタノデアリマスルガ、是カラ五箇月、六箇月、此調査會ヲヤッテ、サウシテ果シテソレガ出來ル御見込ガアルト、只今ノ御考デハアルヤウデアリマスルガ、ソレナラバ私ハ強ヒテ、是ハ内閣ヲ非難スルトカ、攻撃スルトカ云フ意味デハアリマセヌガ、此非常ナ内政、財政ノ上ニ於テ大影響アル國帑ヲ濫費スル、驚クベキ此状況ニ直面ヲ致シテ居ルノデアリマスルカラ、總理ガソレダケノ御決心デアルナラバ、ノ方針ヲ執ツテ、此法案ヲ樹立シテ、サウシテ近ク之ヲ——今後三箇月ナリ、或ハ五箇月ノ後ニ、臨時議會デモ御開キニナツテ、其成案ヲ確立スルト云フダケノ御考ガアルカドウカ、唯之ヲ昭和十年ノ三月三十一日マデ

ト云フ、是マデノ長イ間ニ瓦ルト云フコトハ、サウ云フ諸詛逡巡、左顧右眄、一日ヲ糊塗スルト云フコトハ、是ハ實ニ上陸下ル、所ガ此一點ガ差別待遇トカ、一視同仁トカ云フ名ノ下ニ於テ、遂ニ是ガ成案ニナラナカッタト云フコトデアルガ、是ガ眞ニ朝鮮ノ農民ノ利害ヲ考ヘテ議論ヲシテ居ルモノトハ、私共ハ餘リ多ク考ヘラレナイ、デアルカラシテ、内地、外地ヲ通ジテ統制ヲスルノニハ、極メテ明瞭ナル點ガアル、是ラスラモ出來ナカッタ、今日マデノ經過ニ於テモ出來ナカッタノデアリマスルガ、是カラ五箇月、六箇月、此調査會ヲヤッテ、サウシテ果シテソレガ出來ル御見込ガアルト、只今ノ御考デハアルヤウデアリマスルガ、ソレナラバ私ハ強ヒテ、是ハ内閣ヲ非難スルトカ、攻撃スルトカ云フ意味デハアリマセヌガ、此非常ナ内政、財政ノ上ニ於テ大影響アル國帑ヲ濫費スル、驚クベキ此状況ニ直面ヲ致シテ居ルノデアリマス、私ハ此際ニ關聯致シマシテ、總理大臣ニ御尋致シタイト思ヒマスルノハ、今回ノ御提案ヲ少シ立入ッテ研究シテ見マスルト云フト、内地ノ農民ノ負擔ニ依ツテ、外地ノ農民ヲ救濟スル案デアルト、斯様ニ私共ニハ見エルノデアリマス、申上グル迄モナク、一億五千萬圓ノ米穀資金ヲ出シテ、外ニ三億圓ノ豫備金ヲ出シテ、是ハ今日ノ現狀カラ申シマスルト云フト、國家財政上少カラザル大キナ負擔デアリマス、是ガ全部消エテシマフトハ申シマセンケレドモ、惟フニ千百萬石ト云フ巨額ナ米ヲ買入レテ、之ヲ如何ニ處理爲サルカト云フコトヲ綜合致シマスルト云フト、之ニ依ツテ蒙ムル國家ノ負擔

○小山委員 委員長、一寸關聯シテ總理大臣ニ伺ヒタイノデスガ……

○小山委員 委員長、一寸關聯シテ總理大臣ニ伺ヒタイノデスガ……

○東委員 私ノ質問ハマダ繼續スルノデスガ、宜シウゴザイマス

○小山委員 只今東君カラ、總理大臣ニ對スル質問ニ依リマシテ、私共ハ過去二箇年ノ長キ間、此米穀問題ニ對シテ齋藤總理大臣ガ少カラザル御苦心ヲ爲サレタト云フコトハ、十分ニ承知シテ居ルノデアリマス、併シ今日尙ホ之ニ對スル御成案、或ハ御決心ト云フノカ、持ツ能ハズシテ、今回突如トシテ只今東君カラ指摘サレタ如ク、洵ニ重大ナル禍根ヲ將來ニ貽スガ如キ、姑息極マル御提案ヲセラレタト云フコトハ、私共ニ邁進ヲシテ、サウシテ臨時議會デモ開イテ、的確ナル方針ヲ確立スルト云フ、確乎タル御決心ガアリマスルカ、此點ヲ重ネテ御伺申上ゲタイ

○齋藤國務大臣 御答致シマスルガ、是ハ即チ、九年度ニ對シマスル應急ノ法ヲ提案シテ居ルノデアリマス、ソレ迄ニハ無論、其間ニハ方法ヲ講ジマスルケレドモ、臨時議會ヲ開クヤ否ヤト云フコトニ付テハ、今コトハ申上ゲ兼ネマス

○小山委員 委員長、一寸關聯シテ總理大臣ニ伺ヒタイノデスガ……

○胎中委員長 東君、宜シイデスカ

ト云フモノハ、莫大ナモノデアルト云フコトハ、何人ニモ想像サレルノデアリマス、其負擔ヲ一體誰ガスル、一視同仁トカ、或ハ差別待遇ハ宜シクナイトカ云フ御精神ノ下ニ、内外地同様ノ米穀對策ヲ立テル、而シテ此莫大ナル國家ノ負擔ヲ誰ガスル、朝鮮、臺灣ノ農民ニ一文デモ負擔ヲサセルト御考ヘニナルノデアルカ、現在ノ國政ニ於テハ、是ハーツモ彼等ノ負擔ニナラヌ、全部舉ゲテ日本内地國民ノ負擔ニナルコトハ申ス迄モアリマセヌ、内地ノ負擔ト云フコトデアルナラバ、是ハ獨リ農民ノミノ負擔ト申シマセヌケレドモ、少クモ農民モ其中ノ大ナル負擔者ノ一人デアル、私ハ是程所謂一視同仁、否ナ差別待遇ノ政策ハナイト、斯様ニ考ヘルノデアル、言換ヘテ見レバ、所謂外地米ノ統制トカ管理ト云フコトニ關聯致シマシテ、政府ノ御苦心ニナラレタ其重點ハ、只今申上ゲタ、即チ内外地一視同仁ノ政ニ反スルト云フコトデアッタカノ如ク私共ハ聞及ンデ居ルノデアリマス、併ナガラ此度ノ提案程此精神ヲ踩躡シタモノハナイト、斯様ニ考ヘル次第アリマスガ、此點ニ關シテ、總理大臣ハ何ト御考ヘニナリマスカ、私ハ若シ内外地差別待遇、或ハ一視同仁ト云フヤウナ、此精神ヲ一貫シタ

米穀對策ヲ立テルト云フコトデアルナラバ、先程來東君ノ言ハレタ通り、飄然茲ニ一ツノ決心ヲサレルト云フコトデナカッタノデアリマス、此點ニ關スル總理大臣ノ御所信、即チ今回提案サレタ此案ハ極メテ不平等ナル、所謂一視同仁ノ政ヲ裏切ッタ案テノ御考ヲ伺ッテ置キタイ

○齋藤國務大臣 斯フ云フ案ヲ提出シナケレバナラヌコトニナリマシタ主タル原因ハ、所謂米ノ洪水デアリマス、本年ノ豫想セザル所ノ豊作ニ原因シテ居ルノデアリマシテ、ソレ故ニ此米ノ價格調節其他ノ事ヲ、内地外地ヲ通ジテ致シマスルコトハ、帝國トシテ、是ハ考ヘナケレバナラヌコトデアリマシテ、必シモ外地ノ爲ニト云フ意味ニ非

ズシテ、矢張内地ノ米ノ狀況ヲ調節スルト云フコトガ主眼デアリマスカラ、其點ニ付キマシテハ、厚薄ハアルカモ知レマセヌケレドモ、趣意ニ於テハ、私ハ矢張相通ジテ見ナケレバナラヌコトデアルト考ヘテ居リマス

○齋藤國務大臣 私ノ御答シタノモ其心持デアリマシテ、必シモ之ヲ外地ノ救濟ノ爲ニト云フコトハ考ヘテ居ナイト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス

○東委員 總理大臣ニ對シ、餘リ細カイコトノ内容ニ付テ御質問スルコトハ當ラヌト思ヒマスカラ、尙ホ一二點御伺致シテ置キタイノデアリマスガ、臨時議會ヲ開イテ此政策ヲ確立スルト云フコトニ對シテハ、今二億圓ノ金ヲ費消シテシマッテ居ルガ、何

リマシタ、即チ多額ノ米穀資金ヲ増額シテ、内外地同様ノ買入ヲスルト云フ此結果ハ、國家ニ相當大ナル負擔ヲサセル、損害ヲ國民ニ與ヘル、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、其負擔ヲ誰ガスルカト云ヘバ、日本内地ノデアリマス、此點ニ關スル總理大臣ノ御所信、即チ今回提案サレタ此案ハ極メテ不平等ナル、所謂一視同仁ノ政ヲ裏切ッタ案デアルト、斯様ニ考ヘマスルガ、其點ニ付テノ御考ヲ伺ッテ置キタイ

○齋藤國務大臣 斯フ云フ案ヲ提出シナケレバナラヌコトニナリマシタ主タル原因ハ、所謂米ノ洪水デアリマス、本年ノ豫想セザル所ノ豊作ニ原因シテ居ルノデアリマシテ、ソレ故ニ此米ノ價格調節其他ノ事ヲ、内地外地ヲ通ジテ致シマスルコトハ、帝國トシテ、是ハ考ヘナケレバナラヌコトデアリマスルト云フト、先程申上ゲタ所謂一視同仁ノ政治デハナイ、内地ノ農民ヲ苦メテ、

トヲ御尋申上ゲタ、サウ云フヤウナ事デアリマスルト云フト、先程申上ゲタ所謂一視同仁ノ政治デハナイ、内地ノ農民ヲ苦メテ、斯様ニ私共ニハ見エルガ、政府ハサウ御考ヘニナリマセヌカト、斯ウ御尋申上ゲタノデアリマス

○齋藤國務大臣 私ノ御答シタノモ其心持デアリマシテ、必シモ之ヲ外地ノ救濟ノ爲ニト云フコトハ考ヘテ居ナイト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス

○東委員 總理大臣ニ對シ、餘リ細カイコトノ内容ニ付テ御質問スルコトハ當ラヌト價デ買フト云フコトニナレバ、益國帑ヲ非常ニ濫費シテ、サウシテ何等米價對策ノ維持ニナラヌ、十年三月三十一日マデ之ヲ放任シテ置クト云フコトハ、現在マデニ最早決定シテ居ラヌ、斯ウ云フ御答辯デアッタノデアリマスガ、果シテ然ラバ、現在ノ此資金増加ハ昭和十年三月三十一日マデヲ見越シテ、是ダケノ資金ガ要ルト云フノデ政府理大臣御自身ガ御言明ニナッタ如ク、本年ノ過剩方米ノ洪水デアル、本年ノ米ガ異常ナ居ル、此過剩米ノ爲ニ國家ハ惱シニ居ル、斯ウ云フノデアル、詰リ根本對策ト云フノハ、昭和八年度カラ立テナケレバナラヌ筈デアル、此千七百萬石ノ過剩生產ヲドウスルカト云フコトガ、是ガ問題デアル、デ十一年度カラシテ後ノ洪水、其年ノ米作ガ非常ニ豊作デアッテ、又本年ト同様デアッタ時ニハ、非常ニ米ガ又過剩生產ニナッテ、是ガ二千萬石ニナリ、二千五百萬石ニナルト云フ憂ガアル爲ニ、更ニ三億萬圓ノ臨時支出ヲ委任立法ニ依ッテヤラウ、是ハ唯米ガ餘タダケヲ買フト云フダケノコトデアッテ、餘タダケノモノヲ、外地米ヲ作ッテ、之ヲ時價デ買フト云フコトニナレバ、益國帑ヲ非持ニナラヌ、十年三月三十一日マデ之ヲ放任シテ置クト云フコトハ、現在マデニ最早

等利益ナシニ闇カラ闇ニ此金ヲ費消シテシマフ、是カラ後ニ三億四億ト云フ金ヲミスミス、サウ云フ巨額ノ金ヲ濫費シテ、ソレガ國家ノ爲ニ忠實ナル御對策デアルト御考ヘニナッテ居ルノカ、若シ真ニ國家ヲ憂ヘ、此財政ノ今日ノ現狀ヲ憂ヘテ、誠心誠意國策ヲ立テ、國家ノ此缺陷ニ對應スル政策ヲ立ツルト云フ御考ナラバ、アナタノ方デハ急イデ三箇月モ四箇月モ十分ニ之ヲ立案シテ、何ヲ措イテモ是ヨリ重大ナ事ハナイ、農村土木匡救事業デ日本全國デハ毎年五六千萬圓ノ金ヲ使ツテ居ルノヲ、本年ハ非常ニ之ヲ削減サレテ、追加豫算ヲ要求ニナタ、五千萬圓モ要求ガアルモノガ、僅カ四百萬圓シカ土木匡救事業ハ追加豫算ニ出ナト云フ金ヲミスニ溝ニ捨テルヤウニ使ハナケレバナラヌト云フ、此狀況ニ直面セル齋藤總理ガ、此國策ヲ立テ、一時モ早ク之ヲ匡救シナケレバナラヌト云フ御誠意ガアルナラバ、私共ガ要求ヲシナクテモ、少くモ期限ヲ切ツテ、サウシテ臨時議會デモ開イテ、此對案ヲ更ニ臨時議會ニ提案ヲスルト云フダケノ勇氣ト確信ガナカッタナラバ、是ハ眞ノ一時遁レデアルト思ヒマス、全ク一時ヲ糊塗スル流レ渡リト言フヨリ外

ハナイト思フノデアリマスガ、ソレデハ國民ニ對シ、國家ニ對シテ洵ニ不忠實ナル御考デハナカラウカ、私共ハ全ク衷心ヨリ左様ニ考ヘル者デアル、此點ニ付キマシテ總理ハモウ一步踏込ンデ、ソレ程御熱心デアリ、是ガ必要デアルト云フコトデアルナラバ、十年ノ三月三十一日マデ此儘ニシテ、國費ヲ濫費シテ、マダ三億トカ四億トカ云フ金ヲ使ツテ行クト云フヤウナコトハ、餘リニモ是ハ不忠實ナル行動デハナカラウカ、斯様ニ私共ハ考ヘマス、甚ダ恐縮デアリマスガ、此點ニ於テモウ一遍齋藤總理ノ御決心ト覺悟ノ程ヲ伺ヒタイト思ヒマス。

○齋藤國務大臣 其事デゴザイマスガ、マルキリ考ガナイノデモアリマセヌノデ、當局ニ於キマシテハ種々考究致シテ居ルノデアリマスガ、何分ニモマダ考ヲ公表スル迄ニ進ンデ居ラヌダケノ話デ、私ハ是非共之ヲ無駄ニセナイヤウニスルコトニ付テ、努力セナケレバナラヌト考ヘテ居リマス

○東委員 私共ハ總理ニ深キ信賴ヲ表シ、敬意ヲ表スル者デアリマスルガ、今日マデ既ニ一箇月以上モ經過シテ、此對策ハ明瞭デアルケレドモ、是ガ行ハレナイ、總理ノ勇斷ガアルナラバ直グ行ハレル、總督ガ若シ之ニ對シテ理解ガナイト云フナラバ、總督ヲ御呼ビニナッテ、總督ト膝詰談判ヲシテ、是ハ國家ノ爲ニ非常ニ重大デアル、詰リニ一本デ朝鮮ニモ特別會計ヲ施行スル、朝鮮——外地ニ對シテモ特別會計ヲ設置スル方針デアルト云フコトヲ致シタナラバ、總督モ此事情ヲ決シテ閑却ハシナイト思フ、ソレダケノ勇氣ト決心ガナクシテ、唯反對ガアル、總督府ガ反對、拓務省ガ同意シナイカラト云フヤウナコトナクシテ、之ヲ過ギルト云フコトハ、拓務省ガ同意シナイカラト云フコトハ、全ク國家ノ爲ニハ不忠實ナル行動デアルト私ハ斷言シテ憚ラナ、丁度アナタハ朝鮮總督ニモ十年モ在職セラレテ、植民統治ノ上ニハ非常ニ御經驗ノアル方デアル、斯様ナ事ニ對シテ、朝鮮ガ眞ニ國家ノ國策ニ付テ理解ガアルナラバ、左様ナ偏見ヲ持ツモノデハナイ、持ツ者ガアッタナラバ、斷乎タル決心ト御覺悟ヲ以テ、總督ヲ取換ヘテ御ヤリニナッテモ然ルベキコトデアル、是ダケノ重大ナル問題ヲ控ヘテ、サウシテ躊躇逡巡スルト云フコトハ何タルコトデアリマセシテ一本ニスルト云フコト、二本ニスルト云フコトノ可否ト云フモノガ明ニ研究サレタ結果デアリマスルカ、此點ヲ一つ伺テ置キタ、是ハ總理ノ非常ナ言質ヲ與ヘラレタル明白ナル御答辯ガアッタノデアリマスカラ、此點ニ付テ一本ガ良イカ、二本ガ良イカト云フヤウナコトヲ、吾々ハ主張スル者デハアリマセヌガ、此點ニ付テハッキリ、今後ノ方針ニ付テモ惑ヒヲ生ジマスカラ、御同致シテ置キマス

○齋藤國務大臣 御尤ナ御質問デアリマス答辯ヲ致サレタ、其答辯ノ要旨ハ米穀需給

當時協議ノ結果、特別會計ヲ各別ニ内外ニ置クト云フコトヲ略、決シマシタノデ、私ハ其通り言明致シタノデアリマス、然ルニ之ヲ實行シヨウト云フコトニ至ツテ、愈々法文ヲ揃ヘ、様々ナ手續ヲ考究致シマシタ所ガ、種々ナル故障ガアリマシテ、是ハ寧ロ一本ニ致シタ方ガ宜カラウト云フコトニ歸著致シマシタ、ソレハ詰リ色々ノ事情モアリマスケレドモ、臺灣トカ朝鮮ノ如キハ、米ノ貯藏ニ於キマシテモ、同一ナ取扱ガ出来ズ、臺灣ニ於テハ倉庫ニ貯藏スルト云フコトガ、普通倉庫ハ中々ムツカシイトイ云フヤウナ事情モアリマス、ソレカラ又特別會計ノ取扱ニナリマシタ所デ、朝鮮ト臺灣トハ一緒ノ特別會計デハイカヌト云フヤウナ困難モ見出シマシタシ、ソレカラ費用ノ點ニ行キマスト、一本デ行キマスト、大ニ節約モ出來マスガ、個々ニ特別會計ヲ開キマスト、事務費ガ非常ニ増加致スト云フヤウナコトニナリマスノデ、是ハドウシテモノニ宣シイト云フ考カラ、變更致シタ次第デタケレドモ、事實上ニ於テ此方ガ國家ノ爲アリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

マシテ能ク分リマシタ、今回ノ御提案ニ依
ノアル場合ニハ三億萬圓迄支出スルト云フ、
此委任権限ヲ政府ニ附與スルト云フ提案デ
アリマスルガ、三億萬圓ノ巨額ナ金ヲ政府
ニ委任立法ノ上ニ於テヤルト云フコトハ、
是ハ立法府トシテハ非常ニ重大ナル権限問
題デアルト思ヒマス、斯ウ云フ重大ナ法案
ハ、吾々嘗テ最近斯様ナ事ニ遭遇シタコト
ハナイノデアリマスルガ、一時ノ便法ト致
シテ三億萬圓ノ委任権限ヲ政府ニ與ヘルト
云フ必要ガ何處ニアルカ、又果シテ必要ガ
アリト致シタナラバ、是ハ議院ニ於テモ此
権限ヲ政府ニ委任スルト云フコトハ、勿論
決シテ惡イコトデハナイト考ヘルノデアリ
マスルガ、斯ウ云フコトハ立法府トシテハ
非常ナ重大ナ権限ニ屬スルコトデアル、斯
様ナコトヲシテモ尙ホ三億萬圓ノ金ガ必要
デアルト云フナラバ、其必要ナル根據ハ何
處ニアルノデアルカ、之ヲ農林大臣ニ伺ッタ
ラバ、農林大臣ハ恐ラク、八年度即チ本年
度ノ米作ガ非常ナ豊饒デアツタ、又過剩生産
ニナルト云フト、米穀資金ガ不足シテ統制
法ノ威力ガ疑ハレルト云フヤウナ御答辯ヲ
スルコトデアラウト考ヘマスルガ、若モサ

ウ云フヤウナ必要ガアリト致シマスナラバ、
アルカ、一億五千萬圓ノ外ニ四億五千萬圓
モ宜シイト云フヤウナコトハ甚ダ不徹底デ
トシテ御提案ヲ爲サラナイノデアルカ、唯
委任權限ニ於テ必要ガアル時ニハ是ハ使ッテ
アリ、議員ノ職責、權限トシテハ、甚ダ之ニ
對スル協賛ヲ與ヘルト云フコトニ對シテ、
躊躇致スモノガアルノデアリマスルガ、若
シ此必要ガアルトスルナラバ、アル根據ハ
何處ニアルカ、來年ノ豐作デアルカ凶作デ
アルカト云フヤウナコトハ問題デナイ、ド
レダケノ米ヲ買フカ、昭和八年度ノ產米ハ
既ニ千七百萬石モ過剰デアルカラシテ、今
後九年度ノ米ハドレダケ買フ積リデアルカ、
三百萬石買フ積リデアルカ、或ハ四百萬石
買フ積リデアルカ、來年度ニ於テ本年度ノ
如キ狀況ガアツタ時ニハ、ドレダケノ米ヲ買
フ必要ガアルト云フ、ハッキリシタ數字ノ根
據ガナクテ、斯様ナ提案ニ對シテ、唯浮動
的ナ思惑デ斯様ナ權限ヲ與ヘルト云フコト
ハ、委任立法ノ上ニ於テハ甚ダ不都合ナモ
ノデアル、斯様ニ考ヘテ居リマスルガ、其
的確ナル數字ノ根據ノ基礎ヲ伺ヒタイ
○後藤國務大臣 右今ノ御質問ハ、吾々ノ

ト同様ノ考デアリマス、三億圓迄ノ範圍ニ
於テ、適當ナル金額ノ増額ヲ爲シ得ルノ途
ヲ開イテ置カウト致シマスルノハ、最大限
キ未曾有ノ大豐作ガ二度續クヤウナ場合ガ
アツテモ、差支ガナイデアラウト云フ、此最
大限ヲ目安ト致シタノデアリマス、併ナガ
ラ最大限ノ増産、豐作ト云フヤウナ事柄ハ、
普通ハ豫想サレナイコトデアリマス、併ナ
ガラ既ニ一回アツタコトデアリマスカラ、二
度來ナイト斷言スル譯ニモ參リマセヌ、デ、
此用意ガナケレバ、其豐作ノ豫想ガ明ニナ
ルマデ、或ハアツテカラデモ、實收高ガ明白
ニ計算サレルマデハ、何トナク茲ニ不安ガ
一般ノ市場ニ残シテ、農家ノ爲ニモ不利益ナ
米價ト云フモノヲ現ス虞ガアルノデアリマ
シテ、此安心ダケハ得テ置キタイ、併ナガ
ラ實際ノ豐凶ノ關係ハドウナルカト云フコ
トハ、今カラ何トモ豫測ガ出來兼ネルノデ
アリマス、其實情ニ應ジテ必要ナ限度ニ實
際ノ增額ヲ致サウ、若シ極ク慾ヲ申シマス
レバ、御詫ノ通り三億圓ノ増額ヲ致シテ置
イテ戴クコトガ、一番吾々ニハ簡単デ宜シ
是程ノ大キナ金額ヲ米穀資金トシテ持チ、
ソレヲ運用シテ行クト云フ上ニハ、出來ル

斯、是ハ豫算委員會ニ於テ申シマシタ通り、當時協議ノ結果、特別會計ヲ各別ニ内外ニ置クト云フコトヲ略、決シマシタノデ、私ハ其通リ言明致シタノデアリマス、然ルニ之ヲ實行シヨウト云フコトニ至ッテ、愈、法文ヲ捲ヘ、様々ナ手續ヲ考究致シマシタ所ガ、種々ナル故障ガアリマシテ、是ハ寧ロ一本ニ致シタ方ガ宜カラウト云フコトニ歸著致シマシタ、ソレハ詰リ色々ノ事情モアリマスケレドモ、臺灣トカ朝鮮ノ如キハ、米ノ貯藏ニ於キマシテモ、同一ナ取扱ガ出来ズ、臺灣ニ於テハ倉庫ニ貯藏スルト云フコトガ、普通倉庫デハ中々ムツカシイト云フヤウナ事情モアリマス、ソレカラ又特別會計ノ取扱ニナリマンタ所デ、朝鮮ト臺灣トハ一緒ノ特別會計デハイカヌト云フヤウナ困難モ見出シマシタシ、ソレカラ費用ノ點ニ行キマスト、一本デ行キマスト、大ニ節約モ出來マスガ、個々ニ特別會計ヲ開キマスト、事務費ガ非常ニ増加致スト云フヤウナコトニナリマスノゾ、是ハドウシテモノニスルヨリ仕方ガナイ、言明ハ致シマシタケレドモ、事實上ニ於テ此方ガ國家ノ爲本ニスルヨリ仕方ガナイ、言明ハ致シマシタケレドモ、事實上ニ於テ此方ガ國家ノ爲ニ宜シイト云フ考カラ、變更致シタ次第デアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

マシテ能ク分リマシタ、今回ノ御提案ニ依
ノアル場合ニハ三億萬圓迄支出スルト云フ、
此委任権限ヲ政府ニ附與スルト云フ提案デ
アリマスルガ、三億萬圓ノ巨額ナ金ヲ政府
ニ委任立法ノ上ニ於テヤルト云フコトハ、
是ハ立法府トシテハ非常ニ重大ナル権限問
題デアルト思ヒマス、斯ウ云フ重大ナ法案
ハ、吾々嘗テ最近斯様ナ事ニ遭遇シタコト
ハナイノデアリマスルガ、一時ノ便法ト致
シテ三億萬圓ノ委任権限ヲ政府ニ與ヘルト
云フ必要ガ何處ニアルカ、又果シテ必要ガ
アリト致シタナラバ、是ハ議院ニ於テモ此
権限ヲ政府ニ委任スルト云フコトハ、勿論
決シテ惡イコトデハナイト考ヘルノデアリ
マスルガ、斯ウ云フコトハ立法府トシテハ
非常ナ重大ナ権限ニ屬スルコトデアル、斯
様ナコトヲシテモ尙ホ三億萬圓ノ金ガ必要
デアルト云フナラバ、其必要ナル根據ハ何
處ニアルノデアルカ、之ヲ農林大臣ニ伺ッタ
ラバ、農林大臣ハ恐ラク、八年度即チ本年
度ノ米作ガ非常ナ豊饒デアツタ、又過剩生産
ニナルト云フト、米穀資金ガ不足シテ統制
法ノ威力ガ疑ハレルト云フヤウナ御答辯ヲ
スルコトデアラウト考ヘマスルガ、若モサ

ウ云フヤウナ必要ガアリト致シマスナラバ、
アルカ、一億五千萬圓ノ外ニ四億五千萬圓
トシテ御提案ヲ爲サラナインデアルカ、唯
委任權限ニ於テ必要ガアル時ニハ是ハ使ッテ
モ宜シイト云フヤウナコトハ甚ダ不徹底デ
アリ、議員ノ職責、權限トシテハ、甚ダ之ニ
對スル協賛ヲ與ヘルト云フコトニ對シテ、
躊躇致スモノガアルノデアリマスルガ、若
シ此必要ガアルトルナラバ、アル根據ハ
何處ニアルカ、來年ノ豐作デアルカ凶作デ
アルカト云フヤウナコトハ問題デナイ、ド
レダケノ米ヲ買フカ、昭和八年度ノ產米ハ
既ニ千七百萬石モ過剰デアルカラシテ、今
後九年度ノ米ハドレダケ買フ積リデアルカ、
三百萬石買フ積リデアルカ、或ハ四百萬石
買フ積リデアルカ、來年度ニ於テ本年度ノ
如キ狀況ガアツタ時ニハ、ドレダケノ米ヲ買
フ必要ガアルト云フ、ハキリシタ數字ノ根
據ガナクテ、斯様ナ提案ニ對シテ、唯浮動
的ナ思惑デ斯様ナ權限ヲ與ヘルト云フコト
ハ、委任立法ノ上ニ於テハ甚ダ不都合ナモ
ノデアル、斯様ニ考ヘテ居リマスルガ、其
的確ナル數字ノ根據ノ基礎ヲ伺ヒタイ

ト同様ノ考デアリマス、三億圓迄ノ範圍ニ
於テ、適當ナル金額ノ増額ヲ爲シ得ルノ途
ヲ開イテ置カウト致シマスルノハ、最大限
キ未曾有ノ大豐作ガ二度續クヤウナ場合ガ
アツデモ、差支ガナインデアラウト云フ、此最
大限ヲ目安ト致シタノデアリマス、併ナガ
ラ最大限ノ増産、豐作ト云フヤウナ事柄ハ、
普通ハ豫想サレナイコトデアリマス、併ナ
ガラ既ニ一回アツタコトデアリマスカラ、二
度來ナイト斷言スル譯ニモ參リマセヌ、デ、
ニ計算サレルマデハ、何トナク茲ニ不安ガ
一般ノ市場ニ残ツテ、農家ノ爲ニモ不利益ナ
米價ト云フモノヲ現ス虞ガアルノデアリマ
シテ、此安心ダケハ得テ置キタイ、併ナガ
ラ實際ノ豊凶ノ關係ハドウナルカト云フコ
トハ、今カラ何トモ豫測ガ出來兼ネルノデ
アリマス、其實情ニ應ジテ必要ナ限度ニ實
際ノ增額ヲ致サウ、若シ極ク慾ヲ申シマス
イテ戴クコトガ、一番吾々ニハ簡単デ宜シ
レバ、御話ノ通り三億圓ノ増額ヲ致シテ置
是程ノ大キナ金額ヲ米穀資金トシテ持チ、
ソレヲ運用シテ行クト云フ上ニハ、出來ル限

リ慎重ノ態度ヲ執リタイノデアリマス、是ハ追テ又政府委
ロ政府ガ之ヲ運用スル上ニ、自ラ自制ラシ、
自ラ緊張ヲ致シマスノニハ、初メカラ三億
ト云フ増額ハ致シテ置カズニ、大藏當局ト
財政ノコトニ十分注意ラスル者ト相談
ラシテ、其時ノ必要ニ應ジテ、必要ノ限度
デアル其範圍内ニ於テ増シテ行キタイト云
フコトニ致シタイト考ヘタカラデアリマ
ス、尙ホ數字ノコトニ付テハ、或ハ政府委
員カラ他ノ機會ニ申上ゲルコトガ、私ハ便
宜ダト思ッテ居リマス

○東委員 ドウモ農林大臣ノ御説明ハ、農

林大臣トシテハ左様ナ御説明デアラウト私
ハ豫期シテ居リマスルガ、併シ此委員會ト
シテ之ヲ審議スル上ニ於テハ、左様ナ漫然
タルコトニ依ラテ資金ノ増額ヲスルト云フヤ
ウナコトハ、是ハ曾テ例ノナイコトデアル、
即チ一億五千萬圓ノ増額ヲスルナラ、此一
億五千萬圓ハドノヤウナ使途ニ使フ、何年
度ノ米ヲドレダケ買フ必要ノ資金ガ要ル、
三億萬圓ハ今後九年度ノ米ヲ買フ、最高豐
作ノ場合ヲ假ニ豫想シテ、何千萬石ヲ買フ
用意ヲ持ツ爲ニ必要デアルト云フ、的確ナ
ル數字上ノ根據ヲ示サナケレバナラヌノデ
アリマス、サモナカッタナラバ是ハ審議ハ出
來マセヌ、ガ、ソレハ必ず相當ノ基礎的根

據ガアラウト思ヒマス、是ハ追テ又政府委
員ノ方ニ御伺致シタイト思ヒマス、左様ニ
考ヘテ居ル譯デアリマスルガ、ハキリシタ
此數字的ノ根據ヲ、更ニ後刻デモ宜シイシ、
明日デモ宜シイカラ御示シヲ願ヒタイ
ソレカラ次ニ拓務大臣ガ御出席ニナッテ居
リマスルカラシテ、一寸拓務大臣ニ伺ヒタ
イノデアリマス、是ハ各種ノ委員會、本會議
ヲ通ジテ、詳細ナ議論ガ闘ハサレテ居リマ
スルカラシテ、私ハ巨細ナ項目ニ立入りマ
セヌガ、唯一言承ッテ置キタイトノハ、朝鮮總
督府ニ於テ朝鮮ノ米ノ生産費ニ對スル統計
ノ發表ガアリマスガ、是ハ二十一圓何ボト
カ云フノデアリマスルガ、私ハ此數字ノ根
據ニ付テ、必シモ議論ヲ此處デ致ス者デハ
アリマセヌ、アリマセヌガ、今後此米價對
策ニ對シマシテ、朝鮮ニ於ケル米ノ買上若
クハ内地ニ於テ買上ゲル場合ニ於テ、非常
ナ重大ナ關係ヲ持ツト思ッテ居リマス、故ニ
生産費ハ今後ノ米價對策ニ非常ニ重大ノ關
係ヲ生ズルト思ヒマスルガ、朝鮮總督府ハ
今後ノ米穀對策ト致シマシテ、此今回發表
シタル生産費ト云フモノガ、正鶴ヲ得タモ
ノト御考ニナッテ居ルノデアリマスルカ、モ
シタル生産費ト云フモノガ、正鶴ヲ得タモ
ウツ言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、此發表

穀政策ノ基準トナル性質ノモノデアルト云
フ確信ヲ御有チデアルカ、ドウデアルカ、
此點ヲ一點ダケ伺ッテ置キタイト思ヒマス
テ居ルモノデハゴザイマセヌ、併シ從來ヨ
リハ今回ノモノハ整ウタ方法デ調査サレタ
モノデゴザイマス、併シ決シテ是デ満足セ
ズ、尙ホ完全ヲ期スル爲ニ大規模ノ調査ヲ
繼續致シタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デゴ
ザイマス

○東委員 私ハ調査ノ方法ヲ御聽キシタノ
ツノ基準ニナルノデアリマスカラ、ドウシ
テモ之ヲ正確ニ調査シナケレバナラヌト云
フ譯デ、農林省ノ方デ生産費ヲ調査サル、
ト同ジヤウナ項目ニ依リマシテ、此度調査
ヲ試ミタ次第デアリマス、是ハ從来ヨリハ
リマスカラ、從來ノ計算ヨリハ確ニ正確ニ
近イモノト思ヒマスケレドモ、是ガ完全無
缺トハ決シテ思ッテ居リマセヌ、少數ナル基
準ヲ求メマシテ、ソレヲ全體ニ適用シテ計
算シテ居ルノデアリマスカラ、ソコデ尙ホ
ハ此米穀政策ガ行ハレルト思ヒマスルガ、
ノヲ、今後米穀政策ニ對シテ、朝鮮デモ各種
農業知識ノアル者ガ考ヘ、又議員總體ガ考
ヘテ見テモ、觀念上非常ニ妥當ヲ缺イタモノ
ト考ヘルノデアリマスルガ、此發表シタモ
ノヲ、今後米穀政策ニ對シテ、朝鮮デモ各種
ノ此米穀政策ガ行ハレルト思ヒマスルガ、
ハ此生産費ト云フモノヲ以テ一定ノ基準ト
スルコトニナレバ、是ハ重大ナル關係ガア
ルト思ヒマスガ、唯不完全ナモノヲ出セト云
フコトデアルカラ、發表シタノダト云フコ

産費ニ關スル調査ヨリハモット大規模ニ、尙
ホ一層正確ヲ期シ得ル方法デ調査ヲシテ、
完全ナモノニ致シタイト考ヘテ居ルノデア
リマシテ、決シテ今回ノ調査ダケデ満足シ
テ居ルモノデハゴザイマセヌ、併シ從來ヨ
リハ今回ノモノハ整ウタ方法デ調査サレタ
モノデゴザイマス、併シ決シテ是デ満足セ
ズ、尙ホ完全ヲ期スル爲ニ大規模ノ調査ヲ
繼續致シタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デゴ
ザイマス

○東委員 私ハ調査ノ方法ヲ御聽キシタノ
ツノ基準ニナルノデアリマスカラ、ドウシ
テハナイ、苟モ朝鮮總督府ガ帝國議會ニ發
表シタル數字デアリマスルガ、此二十一圓
何ボト云フコトハ、如何ニシテモ妥當ヲ得
ナイモノト云フコトハ、常識上一般ノ通念
デアリマス、是ハ日本内地ニ於ケル多少ノ
遙ニ整ウタ方法ニ依ラテ調査サレタノデア
リマスカラ、從來ノ計算ヨリハ確ニ正確ニ
近イモノト思ヒマスケレドモ、是ガ完全無
缺トハ決シテ思ッテ居リマセヌ、少數ナル基
準ヲ求メマシテ、ソレヲ全體ニ適用シテ計
算シテ居ルノデアリマスカラ、尙ホ引續キマ
此數字ヲ以テ或ルツノ基準ニスルトカ、或
ハ此生産費ト云フモノヲ以テ一定ノ基準ト
スルコトニナレバ、是ハ重大ナル關係ガア
ルト思ヒマスガ、唯不完全ナモノヲ出セト云
フコトデアルカラ、發表シタノダト云フコ

トナラ、ソレデ宜シイノデアルガ、之ニ對シテ一ツノ價値ト效果ト云フコトヲ發揮スベキ性質ノモノデアルカ、ドウデアルカト是ハ非常ナ今後重大ナ關係ヲ生ズルト思ヒマスカラ、拓務大臣ニ御聽キスルノデアリマスルガ、不完全デアルガ、斯ウ云フモノノガ調査ガ出來テ居タ、尙ホヨリ以上ノ調査ヲスル積リデアルト云フコトナラバ、ソレデ宜シイノデゴザイマスガ、其點ニ付テモウ少シ御考ヲ伺ッテ置キタイ併セテ、又再ビ立ツノハ面倒デアリマスカラ、農林大臣ハ之ニ對シテドウ云フ考ヲ持ッテ居リマスルカ、今後、詰リ勅令ノ定ムル一定ノ價格、其勅令ニ定ムル一定ノ價格以内ニ於テ、時價ニ準據シテ此朝鮮ノ米ヲ買フト云フヤウナコトガ法令ニ示シテアル、サウスルト今日發表シタル數字ト云フモノハ、幾分ノ基礎的數字ニナルコト、私ハ思フ、ナルト云フコトニナレバ、非常ニ是ハ重大ナ、國費ニモ關係ヲ致シマスルシ、米穀對策トシテハ重大ナル影響ガアルト思フノデアリマスガ、其點ハ拓務大臣ト農林大臣ト併セテハッキリシタ御所感ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

申上ゲマシタヤウニ、從來ヨリハ最モ整ツタ
方法デ調査致シタモノデアリマスノデ、朝
鮮ノ米穀ニ對スル御調査ヲ爲サルノニ最モ
御役ニ立ツ参考資料トシテ差上ダタ次第デ
アリマス、併シ只今モ申上ゲマシタヤウニ、
尙ホ一層ノ完璧ヲ期セナケレバナリマセヌ
カラ、此數字ノ調査ハ尙ホ大規模ニ行フコ
トヲ繼續シタイト考ヘテ居ル次第ゴザイ
マス

マスルノデ、只今ノ生産費ト云フモノハ、
場合ニ依ルト参考トスルコトハアルカモ知
デアリマスカラ、本日ハ此程度デ散會ニ致
レマセヌガ、今別ニ考慮ニ入レル考ハ有ツテ
居リマセヌ

○山口委員 東君ノ御質問ハ繼續スルヤウ
シタガ、ソレヲ諸君ニ伺フ前ニ、材料ヲ欲
シイト云フ要求ガアリマスカラ、其材料ノ
要求ヲサarel方ハ、ソレヲ申出テ貰ヒタイ
ト思ヒマス

○胎中委員長 只今山口君ノ動議ガアリマ
シタガ、ソレヲ諸君ニ伺フ前ニ、材料ヲ欲
シイト云フ要求ガアリマスカラ、其材料ノ
要求ヲサarel方ハ、ソレヲ申出テ貰ヒタイ
ト思ヒマス

○河野委員 昨日モ御願シテアリマスガ、
會期ガアリマセヌノデ、成ベク早ク材料ヲ
出シテ戴キマセヌト、質問ガ出來マセヌカ
ラ、其積リデ一ツ御願致シマス、一ツ、三月一
日現在ノ在米高ノ調ヲ農林當局ニ於テハ御
進メニナツテ居ルコト、考ヘマスガ、例年ニ
比較シマシテ非常ニ是ハ遅レテ居ルト思ヒ
マスガ、此委員會ノアル中ニ成ベク之ヲ早
ク調べテ戴イテ御發表願フト、大變質問ヲ
進メルニ便利デゴザイマスカラ、此點ヲ先
ヅ一ツ御願致シテ置キマス

其次ハ外地米ノ移入調節上買上ヲヤツテオ
イデニナル、今マデ買上ヲ御遣リニナツタ調
ハ戴キマシタガ、更ニ買上餘力ガドノ位ア

ルカト云フコトヲ、是ハ政府ガ昨年議會ニ於テ御示シニナリマシテ、外地米ニ對スル移入調節ノ爲ニ資金ヲ要求ニナリマシタ、其餘力ガドノ位殘ラテ居シテ、今迄ハドウ云フ風ニ——五十萬圓ナラ五十萬圓買上ヲ希望シタ、其結果申込ガドレダケアツカ、値段ハドレゲクト云フコトヲ、併セテ其調ヲ御提出願ヒタイト思ヒマス

其次ニハ外地米ノ今年度ニ於ケル移入見込ヲ月別ニ御願ヒシタイト思ヒマス、今後外地米ガドノ位内地ニ入ツテ來ル見込ヲ有ツテ居ルカ、ソレニ對シテ月別ニ農林省ハドウ云フ豫想ヲ有ツテ居ルカ、其月別ノ豫想表ヲ願ヒマス

其次ニハ本會議ニ於テ質問ノ際ニ私ガ申上ゲタノデアリマスガ、當然今日關係法規ト一緒ニ御提出ニナルモノト考ヘテ居リマシタガ、御提出ニナリマヌガ、今回ノ法案ノ買上、賣渡ノ場合ノ勅令要綱ガ附イテ居リマセヌ、此勅令要綱ガ最モ此法案ノ大事ナモノデアリマスカラ、此勅令要綱ハ、明朝是非共委員會開會前ニ御提出アランコトヲ御願ヒシマス

其次ニハ、先程東サンノ御質問ノ中ニモアツタノデアリマスルガ、九年度、十年度ニ於ケル外地米ノ對策ト致シマシテ、今回一億

五千萬圓増額致シマス結果、大體ドウ云フ
數字ヲ買上ゲル豫想ヲ有ツテ居ルカト云フ、
其豫想表ガアル筈デス、即チ一億五千萬圓

ヲ増額スル數字ノ基礎ト致シマシテ、ドウ
云フ風ニ外地米ニ對シテ買上ヲスル積リデ
アルカ、調節スル積リデアルカ、其數字的
基礎ヲ伺ヒタイ、以上要求致シマス

○松山委員 材料ヲ一ツ要求シタイ、朝鮮
總督府ノ方ガ居ラレマスナラバ……、若シ居
ラレナイナラバ拓務大臣カラ御傳ヘヲ願ヒ
タイ、是ハ私共理解シテ居リマス所デハ、餘

程前ノ事デス、内地カラ低利資金ナリ或ハ
色々ナ事デ朝鮮ニ金ガ行キマスルト、アレ
ヤ是ヤヲ買上ゲタ其金ガ入りマスト、ソレ
ハ朝鮮内ニ於ケル購買力トナリマシテ、或
ハ内地カラ行ッタ金ニ對スル利子トカ、配當
トカ云フモノニナリマシテ、殆ドソレダケ
ノモノハ内地ニ戻ツテ來ルト云フコトガ、
ズット以前ノ状況デアッタノデアリマス、最

提出ニナラナイト思ヒマス、東君ノ只今質
問ノ材料トナツタ内地、朝鮮、臺灣ノ米穀生
ニハ、此間御提出ニナツタモノダケデハ不十
分デアリマスカラ、各自ノ内容ヲ一一例へ
バ勞賃ナラ勞賃、資本利子ナラ資本利子、
之ヲ一々具體的ニ内容ヲ比較シテ御示シ願
ヒタイト思フノデス

○胎中委員長 ソレデハ山口君ノ、本日ハ
此程度デ散會スルト云フ動議ニ御異議アリ
マセヌカ

近ニ於テハソレガドウ云フヤウニナツテ居
ルカ、其事情ヲ一つ成ベク詳細ニ調べテ、
私共判断ヲ致シマスル大事ナ材料デアリマ
スカラ、出シテ戴キタイト思フノデアリマ
ス

○高田委員 私モ二三材料ヲ要求致シマス、
ソレハ豫算委員會ニ於テ要求シマシテ未ダ
ガ惡イノデ委員會ガ午後ニ開ケマセヌカラ、
明日午前十時ヨリ第八委員室ニ於テ開クコ

トニ致シマス、是デ散會致シマス
午後零時二十五分散會